

2024年11月14日

各 位

愛媛信用金庫
理事長 八石 玉秀

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら、当金庫におきまして、下記のとおり元職員による不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的に大きな役割を担い、信用を第一とする金融機関にあって、このような不祥事件が発生させ、お客様をはじめ、地域の皆様、ならびにご関係の皆様にご多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深く反省し、心からお詫び申し上げます。

記

1. 概要

(1) 事故者

石井支店の元職員（男性・31歳、営業担当、2024年11月13日懲戒解雇）

(2) 発覚日、発覚の経緯等

2024年10月17日、お客様から口座履歴に不明な引き落としがあるとの相談を受け調査をした結果、カードローンの不正利用が発覚し、事故者に確認したところ着服を認めたものです。

(3) 事故の内容

事故者は、お客様が契約している「きゃっするカードローン」のキャッシュカードについて、磁気不良のため再発行手続きが必要であるとの虚偽の説明を行い、キャッシュカードと暗証番号を不正に入手しました。その後、不正に入手したキャッシュカードと暗証番号により、ATMにて複数回にわたり現金の引き出しを行っていました。

(4) 事故金額

- ・累計事故金額 2,919,913円
（うち貸越利息 69,913円）
- ・実質被害金額 2,069,913円
（累計事故金額から事故者の入金（返済）金額 850,000円を除く）

(5) 発生期間

2024年5月 ～ 2024年10月

2. 被害に遭われたお客様への対応

被害に遭われたお客様には、事故の事実関係を説明したうえで深くお詫びを申し上げるとともに、現時点にて把握している不正取引にかかる被害金額については全額弁済しております。

す。なお、弁済した被害金額は、元職員から全額弁償されております。また、現在、元職員が担当していたお客様とのお取引等について、不正取引の有無の調査を進めております。

3. 関係機関への報告

法令等に基づき監督官庁へ報告を行っております。また、所轄の警察署にも通報しております。

4. 今後の対応

当金庫では、今回の事件発生を厳粛に受け止め、本事件の問題点を検証のうえ、再発防止及び信頼回復に向け、更なる内部管理態勢の充実・強化に、役職員一同全力で取り組んでまいります。

5. その他

当金庫との取引において不審な取引等がございましたら、大変お手数をおかけしますが、下記までご連絡ください。

以 上

< 本件に関するお問い合わせ窓口 >

愛媛信用金庫 お客様相談室
電話番号：089-946-1203
受付時間：平日 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は除く）

< 報道関係窓口 >

愛媛信用金庫 経営企画部
電話番号：089-946-1128
受付時間：平日 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は除く）